

「電子交付サービスに関する取扱約款」の新旧対照表

2020年3月26日

(変更箇所は下線で示しております)

改定後（新）	改定前（旧）
<p>第6条 本サービスの終了</p> <p>本サービスは、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象書面の種類ごとに当社が定める日において終了するものとします。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかの事由その他のやむを得ない事情により当社がお客さまに対し解約を申し出た場合</p> <p>イ お客さまが第4条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合</p> <p>ロ お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申込みに際して虚偽の申告を行っていたことが判明した場合</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>第6条 本サービスの終了</p> <p>本サービスは、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象書面の種類ごとに当社が定める日において終了するものとします。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかの事由その他のやむを得ない事情により当社がお客さまに対し解約を申し出た場合</p> <p>イ お客さまが第4条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至った場合</p> <p>ロ お客さまが第4条第3項に定める本サービスの申込みに際して虚偽の申告を行っていたことが判明した場合</p> <p>ハ <u>お客さまから第9条に定める本取扱約款の変更に同意しない旨の申出があった場合</u></p>
<p>第7条 免責事項</p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客さまに生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではありません。</p> <p>(1) 通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動又は不能により生じた損害</p> <p>(2) 前条に定める本サービスの終了により生じた損害</p>	<p>第7条 免責事項</p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客さまに生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害については、この限りではありません。</p> <p>(1) 通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動又は不能により生じた損害</p> <p>(2) 前条に定める本サービスの終了により生じた損害</p>
<p>第9条 本取扱約款の変更</p>	<p>第9条 本取扱約款の変更</p>

<p>本取扱約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他相当の方法により周知いたします。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>本取扱約款は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動その他の事由により本サービスを提供する上で必要と当社が判断したときは、変更されることがあります。</p> <p>2 当社は、前項に基づき本取扱約款を変更する場合には、当社の定める方法（当社ホームページにおける公表を含みます。）により、本取扱約款を変更する旨及び当該変更後の本取扱約款の内容並びにその効力発生時期を周知いたします。当社は、当該周知の後、当該効力発生時期までにお客さまから当該変更不同意旨の申出がなかった場合には、お客さまが本取扱約款の変更同意したものとして取り扱います。</p>
(2020年4月改定)	(2019年5月)

以上